

### Ⅲ. 所得から差引かれる金額（所得控除）の計算

#### ⑯雑損控除

雑損控除額は、次のとおり計算します。

A	損害金額(合計)	_____円
B	保険金などで補てんされる金額	_____円
C	A - B	_____円
D	申告書「表」の⑯の金額と分離課税所得の合計額	_____円
E	D × 0.1	_____円
F	C - E	_____円
G	Cのうち災害関連支出の金額(取壊しや除去費用)	_____円
H	G - 50,000円	_____円
I	FとHのいずれか多いほうの金額	_____円

申告書表⑯欄へ記入

※損害額証明書または災害関連支出の証明となるものを添付してください。

#### ⑰医療費控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために令和5年中に支払った医療費(介護保険法に規定するサービスの医療費相当分を含む)や特定一般用医薬品等購入額が一定の金額以上ある場合に控除されます。医療費控除は、次のとおり計算します。

A	支払った医療費等	_____円
B	保険金などで補てんされる金額	_____円
C	A - B (差引負担額)	_____円
D	申告書「表」の⑰の金額と分離課税所得の合計額	_____円
E	D × 0.05	_____円
F	100,000円とEのいずれか少ないほうの金額	_____円
G	C - F	_____円

申告書表⑰欄へ記入

※医療費控除の特例を選択する場合は(C - 12,000円)を申告書表⑰欄へ記入し「区分」の□に「1」と記入

#### ⑱社会保険料控除

令和5年中にあなたやあなたのご家族のために支払った健康保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険法の規定による介護保険料などはその全額が控除されます。

あなたが支払った保険料の合計額	_____円
-----------------	--------

申告書表⑱欄へ記入

#### ⑭小規模企業共済等掛金控除

あなたが小規模企業共済法の規定による共済契約掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度にかかるとある契約で一定の要件を備えたものの掛金を支払った場合は、その全額が控除されます。

あなたが支払った掛金の合計額	_____円
----------------	--------

申告書表⑭欄へ記入

※支払った掛金額の証明書をご持参ください。

#### ⑮生命保険料控除

生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料がある場合に、その合計額に応じた金額が控除されます。

旧制度…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づいて支払った保険料  
新制度…平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づいて支払った保険料

	旧制度適用契約		新制度適用契約		
一般の生命保険料	_____円	A	_____円	B	
個人年金保険料	_____円	C	_____円	D	
介護医療保険料			_____円	E	

  

控 除 額						
一般の生命保険料	~15,000円	Aの金額	_____円	~12,000円	Bの金額	_____円
	15,001円~40,000円	A × 0.5 + 7,500円	_____円	12,001円~32,000円	B × 0.5 + 6,000円	_____円
	40,001円~70,000円	A × 0.25 + 17,500円	_____円	32,001円~56,000円	B × 0.25 + 14,000円	_____円
個人年金保険料	70,001円~	一律に35,000円		56,001円~	一律に28,000円	
	~15,000円	Cの金額	_____円	~12,000円	Dの金額	_____円
	15,001円~40,000円	C × 0.5 + 7,500円	_____円	12,001円~32,000円	D × 0.5 + 6,000円	_____円
介護医療保険料	40,001円~70,000円	C × 0.25 + 17,500円	_____円	32,001円~56,000円	D × 0.25 + 14,000円	_____円
	70,001円~	一律に35,000円		56,001円~	一律に28,000円	
				~12,000円	Eの金額	_____円
				12,001円~32,000円	E × 0.5 + 6,000円	_____円
				32,001円~56,000円	E × 0.25 + 14,000円	_____円
				56,001円~	一律に28,000円	

Fのみを適用する場合	Fの金額	_____円	最も大きい金額(K)
Gのみを適用する場合	Gの金額	_____円	
F、Gを両方適用する場合	F+Gの金額	_____円 (上限28,000円)	最も大きい金額(L)
Hのみを適用する場合	Hの金額	_____円	
Iのみを適用する場合	Iの金額	_____円	
H、Iを両方適用する場合	H+Iの金額	_____円 (上限28,000円)	最も大きい金額(N)
Jのみを適用する場合	Jの金額	_____円 (上限28,000円)	

K + L + N  
\_\_\_\_\_円  
(最高70,000円)  
申告書表⑮欄へ記入

#### ⑯地震保険料控除

特定の損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料又は掛金を支払った場合や、平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険契約等について支払った保険料がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額に応じた金額が控除されます。**一の契約等に基づき、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、選択により地震保険料又は旧長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けることとなります。**

地震保険料	_____円	A		
旧長期損害保険料	_____円	B		
控 除 額				
地震保険料	~ 50,000円	A × 0.5	_____円	C
	50,001円~	一律に25,000円		
旧長期損害保険料	~ 5,000円	Bの金額	_____円	D
	5,001円~15,000円	B × 0.5 + 2,500円	_____円	
	15,001円~	一律に10,000円		
C + D	_____円(最高25,000円)		申告書表⑯欄へ記入	

#### ⑰~⑲配偶者控除と配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額が下表の基準を満たしている場合、配偶者控除または配偶者特別控除を受けることができます。

配偶者の合計所得金額	配偶者に関する控除額		
	本人の合計所得金額900万円以下の場合	本人の合計所得金額900万円超950万円以下の場合	本人の合計所得金額950万円超1,000万円以下の場合
~480,000円	330,000円	220,000円	110,000円
480,001円~1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001円~1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001円~1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,001円~1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,001円~1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,001円~1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001円~1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001円~1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
1,330,001円~	0円	0円	0円

※配偶者の合計所得金額が48万円以下は配偶者控除。48万円を超えた場合は配偶者特別控除。該当する場合、控除額を申告書⑰~⑲欄へ記入してください。

### 所得控除額は市県民税と所得税で異なっておりますのでご注意ください。

#### ⑰~⑲人的控除額表及び⑳基礎控除

記入欄	控除の種類	控 除 要 件	控 除 額	
⑰~⑱	寡婦、ひとり親控	現に婚姻していない方、または配偶者が生死不明などの方で、一定の要件を満たす場合	寡婦	260,000円
			ひとり親	300,000円
⑲~⑳	障害者控除	勤労学生控除 学生で合計所得金額が75万円以下など 本人または扶養親族が障害者である 本人または扶養親族が特別障害者である 扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である	勤労学生	260,000円
			障害者	260,000円
			特別障害者	300,000円
⑰~⑲	配偶者控除	控除対象配偶者がある場合 (配偶者の合計所得金額が48万円以下のとき)	一般	330,000円
			老人(S29.1.1以前生まれ)	380,000円
⑰~⑲	配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で配偶者の合計所得金額が480,000円を超え、1,330,000円以下の場合 (上表を参照してください)		
			配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で配偶者の合計所得金額が480,000円を超え、1,330,000円以下の場合 (上表を参照してください)
㉑ (合計額を記入)	扶 養 控 除	生計を一にする親族等で令和5年分の合計所得金額が48万円以下の所得の方を扶養している場合 ただし、16歳未満の方(平成20年1月2日以降に生まれた方)は控除対象外となります ※扶養親族欄には氏名、生年月日、続柄を必ず記入して下さい	一般(16歳未満の方を除く)	330,000円
			特定扶養(H13.1.2~H17.1.1生まれ)	450,000円
			老人扶養(S29.1.1以前生まれ)	同居 450,000円 別居 380,000円
			16歳未満の扶養	
⑳	基 礎 控 除	合計所得金額が2,500万円以下の場合	2,400万円以下	430,000円
			2,400万円超 2,450万円以下	290,000円
			2,450万円超 2,500万円以下	150,000円
			2,500万円超	適用なし